

諸注意  
必ずご確認ください

# < 広告表現の法令順守について >

本展示会に出品する製品に関する広告表現については、薬機法（医薬品医療機器等法）、優良誤認表示（景品表示法）、健康増進法、独占禁止法などにおいて規制されております。

広告表現に関する法規を理解し、法律に抵触しないよう十分注意してください。

広告表現の法令順守については、  
出展社マニュアル P35をご確認ください。

## 15. 規定

Well-beauty Style  
Diet & Beauty Fair

### 115-5 遵守すべき広告表現の法令など

Well-beauty Style / Diet & Beauty Fair に出品する製品に関する広告表現については、薬機法（医薬品医療機器等法）、優良誤認表示（景品表示法）、健康増進法、独占禁止法などにおいて規制されております。広告表現に関する法規などを理解し、抵触しないよう十分注意してください。

#### ●医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）

第66条  
何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であると問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。  
2 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。  
他 関連条文及び関連法令

#### ●不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

第5条  
事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。  
一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの  
他 関連条文及び関連法令

#### ●健康増進法

第65条  
何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他前項で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。  
他 関連条文及び関連法令

#### ●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

第19条  
事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。  
他 関連条文及び関連法令

#### ●景品表示法（消費者庁）

- ・優良誤認（4条1項1号）  
商品・サービスの品質や内容等について、実際よりも著しく優良であると示す不当な表示。  
例) 天然温泉を謳って解暑しているが実際は水道水を使っていた。
- ・有利誤認（4条1項2号）  
商品・取引条件等に関して、実際よりも著しく有利であると誤認させる不当な表示。  
例) 「通常3,000円を1,500円」と表示していたが、過去に3,000円で販売したことがない。
- ・不実証広告規制（4条2項）  
表示に関する「合理的な根拠」がないとされた場合は、不当表示と見なされる。  
例) ダイエット食品による体重減少の体験談が事実に基づいていない。  
(消費者庁HP [www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/))

#### ●薬機法（厚労省）

健康食品や健康機器、美容機器などで、薬機法の承認を取得（医薬品、医薬部外品、医療機器及び化粧品）の定義）  
せむに医薬品等のような効能効果又は身体に影響を及ぼすような記載はできない。  
例) (抹茶を主原料とした飲料水) 飲むだけで12kgやせる。便秘も解消。二度と太らない体に改善。  
1. 実質  
2. 宣伝活動における注意点

## 【重要】

# <当イベントを装った不審な郵便物に関する注意喚起について>

出展社様に対し、当イベントを装った不審な郵便物が送付されることがございます。

このような案内には展示会名や主催者名が記載されているため、あたかも主催者からの案内のように装っておりますが、弊社インフォーマ マーケッツ グループの主催する展示会とは、**一切関係ございません。**

このような案内は差出人への返送を促す内容が記載されておりますが、返送されますと思わぬ被害にあうおそれや、ウイルスに感染するおそれがあります。

充分ご注意くださいと共、**これらの案内には返送されず、破棄いただけますようお願いいたします。**

### 【昨年確認された不審な郵送物の一例】

※下記以外にも類似したパターンで発信・発送されている可能性がございますので、十分にご注意ください。

差出人 International Fairs Directory (Inter-Fairs.com) Mulpor/  
Expo Guide/FairGuide.com/Construct Data Verlag

本文 サイトに掲載用のデータ（社名、住所など）があっているかどうか確認して返送する  
ようにと誘導する英文の文章